

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会(第19回)議事要旨

日 時:平成30年4月10日(火)9時00分～11時00分

場 所:経済産業省本館17階 国際会議室

出席者:

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、大山委員、  
小宮山委員、曾我委員、武田委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー等>

菅野 等	電源開発株式会社 常務執行役員
國松 亮一	一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
斉藤 靖	イーレックス株式会社 執行役員・経営企画部長
佐藤 悦緒	電力広域的運営推進機関 理事
佐藤 裕史	東京ガス株式会社 電力本部 電力トレーディング部長
新川 達也	電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長
竹廣 尚之	株式会社エネット 経営企画部長
内藤 直樹	関西電力株式会社 執行役員・総合エネルギー企画室長
鍋田 和宏	中部電力株式会社 執行役員・グループ経営戦略本部部長
柳生田 稔	昭和シェル石油株式会社 電力事業部門担当執行役員
山田 利之	東北電力株式会社 電力ネットワーク本部 電力システム部 技術担当部長

議題:

- (1) 間接送電権について
- (2) 容量市場について

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL: 03-3501-1511 (内線4761) FAX: 03-3501-3675

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

## (1) 間接送電権について

- ありがとうございます。今、事務局から丁寧にご説明あったとおりで、検討会では事務的な観点から間接送電権の商品の形態について主に議論をして、今回、週間 24 時間ということで始めるということですが、月間とか年間のニーズも資料にあるとおりましたし、また、非常に幅広にご議論いただいたこともありますので、今後、定期的に継続的に議論していければなと思っていますところでございます。
- 大変申しわけありませんが、私はもうほぼ全てにおいて反対です。どうしてここまで経過措置というのを優遇しなければいけないのかというのは全く理解しかねます。
- まず第 1 に、週間にするというのは、発行量を減らさないためという発想自体が、経過措置を物すごく優遇する発想に立っているのではないかと思います。
- どういうことなのかというと、例えば年間、通常であれば 100 の空き容量というか、経過措置を除いて 100 の容量があるけれども、作業停止とかいうようなときには、経過措置の部分を除くと 20 しか空きがなくなるというときに、年間でやるということがあると、最初は 20 の断面しかないのだから、だから 20 しか発行できないじゃないかというふうな発想に立っているのではないかと危惧します。
- そうじゃなくて、年間で 100 発行して、20 になったときにはプロラタで抑制するという考え方だって当然あり得るわけで、なぜ発行量が減るなどというような発想になるのか全く理解しかねます。
- それから、もし作業停止というところで空き容量がすごく少なくなっているというところは、もしこれが不需用期に限定されるというようなことで、ほとんど市場分断が起きないような時期に行われるという理想的な状況になっていけば別ですが、もしそうでなかったとするならば、基本的に作用停止で連系線の容量が減っているときというのは市場分断が起きやすいときで、ほかの条件が一定なら値差が起きやすい状況で、値差が起きやすい状況というところで、まさにお金を出して買う人というのの買える量が減るということを当たり前のようにしているということになっているわけですね。
- つまり、これから新規に入ってくる人で、既得権という格好で保護されなくて、結局このやり方でないとヘッジができないという人が、それが本当に必要なときというのは発行量が物すごく制限されて、すごく高いものを買わされるというふうな状況になる。
- その意味では、既得権を持っている人というのは、そのまま引かれるわけですから、すごく保護されて、これから買ってヘッジしようという人は物すごく冷遇するということになりかねない商品設計というのになっているわけですね。
- 週間というのは、ニーズとかという問題もあるけれども、明らかに経過措置とのバランスとすることを考えると、形式的には同じようにやっているように見えながら、経過措置の分は当然に引くということを考えているので、これはもう明らかに著しく新たに買う人に不利な状況になっているのではないかと。
- これだけ不利な状況というのをつくっておきながら、最後の形式的なところを全く予想外の、つまり販売をされた後に突然入った作業停止という、まれにしか起きないような事態において同じように抑制するというのは、これは一見、公平にやっているように見えながら、ほかのところ著しい不公正があるのに、何でこのところだけそんな公正ということにこだわ

るのか。

- 本来であれば、お金出して買った人というのを優遇するというのであれば、こういうわかりやすいところというのは、先に経過措置のほうから抑制するというのを考えたっていいじゃないか。
- もう実際にほとんど起きないような事態なのにもかかわらず、こういうようなところだけ形式的にイコールフットィングにして、それで実質的には著しく新たに買う人というのは不利になっている商品設計に全体としてなっているのではないかということ強く危惧します。なぜこんな設計になったのかということをもう少し丁寧に検討会のほうで、JEPXなり、大橋さんなりからもう少し説明していただきたい。
- それから、この資料では経過措置とかに関してはここでやり、それ以外のところでは取引所の議論をするなどという、もし本当にそんな整理になっているとすると、そのJEPXの委員会って一体何のためにあるのか。経過措置というのはもうあらゆるところでかかってきて、週間にするのか、年間にするのかということだって当然に影響する、公平性には影響するのにもかかわらず、ここのところは考えないで制度設計をするなどということがどうして可能なのかということをもう少し詳しく、JEPXと大橋さんのほうから説明をいただけないでしょうか。
- 商品設計に関しまして先生のご指摘の部分のところは、再度、広域機関様とよく詰めていきたいと考えております。
- 既得権というか、先着優先で入っておる計画のその削減ということなしに、原理原則としましては、連系線の運用容量から経過措置分、既に規定の計画をまず考えて、そこでの空きの部分でつくるという考えに立って検討を進めていたところでございますので、先生のご指摘の部分は、もう少しその経過措置の扱いについて、可能か否かについては確認をとる必要があるかと考えてございます。
- また、後半の抑制に関しましても、そこだけイコールフットィングというところを強く考えることについては、もう少しセンシティブに考えていかなければいけないと考えてございますので、ご指摘を踏まえてしっかり検討してまいりたいと考えております。
- 経過措置の関係については、私もどちらかというところでは心情的にはお金を払ったほうがという気はしていますので、よく検討していただきたいというふうには思います。
- それから決済額をどうするかという話なんですけれども、解約料分の代金は原資に充当するというので、不足があったらそれ以上払わないよというんですけれども、多分、間接送電権を買うときというのは、値差の期待値を払っているの、基本的には余ればJEPX側にお金が行って、足りなくなったらということなんで、要するに期待値を払っているんで、それ以上払ったときに返ってこないよというのは、ちょっと考えられないような気はしています。
- だから基本的には、少なくとも全額返すぐらいは考えてもいいんじゃないかなというふうな気はしております。
- すみません、ちょっと國松さんへの質問なんですけれども、前半で、広域機関に相談される

と何度もおっしゃっているんですけれども、何を相談されるか、私はちょっとよくわからなかったんですけれども、どういうことを相談していただくのでしょうか。

- 具体的には、経過措置が既に入っている中で、松村先生からのご指摘の部分で、作業停止等々があって、そこは少なくなる場合の扱いだと思うんですが、私の頭では、その部分ではもともと空き容量であった部分が減ると。既に申し込みの経過措置と言われるところに対しては、減ることはないと思っているわけですが、そこに検討の余地があるか否かについて、ご相談させていただきたいということだと考えております。
- すみません、松村先生は、9スライド目にある4つの商品について、この4つの商品をまず最初に送電権とつくることは適当かというご質問だったような感じがしていますので、今のお答えとはどういう関係があるのか、すみません、若干私がよくわからなくて。今、聞いても、どういう関係にあるのかなというふうにちょっと思ったというところであります。
- ありがとうございます。ちょっとご質問もあったんで、私の間接送電権の見方だけなんですけれども、経過措置分とか色がついているわけなんですけれども、これはどういう経緯で間接送電権を得たのかというところの由来の色なんだろうと思っていますが、一旦、間接送電権という権利を得た限りにおいては、その権利には色がないというふうに、仲立ちで検討会では議論したというふうな認識ではいます。
- つまり、間接送電権にAとBとか、あるいはプレミアムとそうじゃないとか、そういうふうな形の色が間接送電権についているのかどうかというふうに検討会で問われれば、その色がついていない間接送電権。間接送電権をどういう経緯で得たのかということについては、当然、議論があるんだと思いますけれども、そこについては、所与としたもとの、その権利について、どういうふうな権利を持っている人がその商品、あるいは商品を買うための権利を得ることができるのかというふうな議論をしたんだろうというふうに思っています。
- 週間の24時間がどうしてかという、恐らくですけども、年間と週間と違って合わせるとどういうふうな配分にしたらいいのかという話に恐らくなっちゃって、多分システマ的にはちゃんと線形計画法とかやれば出るんですけども、ちょっとそこまでこの時点でやるのが、結構、委員の皆さんも含めて、まだ間接送電権の理解の程度もでこぼこだし、そういう意味で言うと、まずは細切れで買いたいというニーズ、ベースよりも細切れで買いたいというニーズのほうを優先して、週間のほうの議論をしたというふうな感じなのかなというふうに思っています。
- 著しく事実誤認があるのではないかと思います。広域機関でこの経過措置を議論したときには、間接送電権と別の商品として設計し得るということをお前提としてきちんと議論され、そのように資料も整理されているはずだと認識しています。
- 私、大橋さんも出ていたんじゃないかと思うんですけども、その点についてはきちんと確認の上、そのような大前提というところの誤解に基づいて商品設計をしないようにぜひお願いします。

- まず1点質問なんですけれども、11枚目のスライドで、ここは今回議論するところじゃないのかもしれないんですが、11枚目のスライドで、商品の形態として、①、②と、毎週取引をする、または②の4～5週分のを2カ月前にやる。これは実際にどちらを選ぶことになったのか、または下でやって、余ったものを上みたいにするのか、そのあたりどうなっているのか教えていただきたいと思いました。
- もし②であった場合に、4～5週間分の商品を一気に取引をする場合であったら、それを1週目、2週目、3週目、4週目、これを五月雨式にオークションへかけるだけでなく、最初からそれをやってほしいという意味じゃないんですけれども、概念的にはこれの組み合わせに対して入札することなどができれば、より利便性が上がるんじゃないかなと考えております。
- 例えば、1週目に対しては10、2週目に対しては5しか払えないけれども、1週目と2週目まとめて確実に買えるのであれば、足した15よりも高い20払えるとか、その組み合わせに対する、リスクヘッジに対する価値みたいなものもありますので、週間でばらばらに売るとしても、その組み合わせについて入札可能とかすると、もしかしたらより経済合理的なとか、より高い価値を見出す人が使えるんじゃないかと感じました。これは1点目の質問とコメントです。
- 次に16枚目の、今、議論になっていた抑制のところなんですけれども、私は細かい背景はしっかり理解はしていないんですけれども、この経過措置というものの定義次第かなとお話を聞いていて感じております。
- この経過措置というのが、もともと間接送電権と同じく価値を持つものであるんだとしたら、やはり①のように同じ価値を持つものであったら同じ割合で抑制されるので結構かなと思います。
- それに対して、経過措置というのはあくまで何かこういう抑制などが必要になったときには、お金で買ったものに劣後するという議論が最初からあったのかどうか。それによってこの内容はきっちり議論していただきたいと思います。
- キャンセルになった場合にお金が戻るのか戻らないのかという話なんですけれども、先ほど大山委員の議論は多分そこだと思うんですが、抑制された場合にお金が返ってくるんだとしたら期待値を払うという形になると思うんですけれども、抑制された場合にはお金が返ってこないというんだとしたら、その分のリスクを割り引いた、つまり期待値以下の金額しか払わないはずなんです。
- なので、これでの、入ってくる平均的な金額というのと出ていく金額は、結果的にはリスク中立的だとすれば一致するはずだと思います。なので、オーバーしたら返さないといけなかった場合であっても、平均的にはプラマイゼロになるはずなので、そのあたりの設計はちゃんと考えたほうがいいのかと感じました。
- あと、キャンセルになったお金が戻るか戻らないかという話なんですけれども、さすがに経過措置の部分については、何かお金が戻ったりということはないですよというふうに疑問に思いました。
- 安藤委員からご指摘のありました11ページのスライドでございますけれども、事務局としてイメージしておりますのは、先に②の2カ月前に商品を売った後に残ったものを①で売ると。商品としては同じもので、売るタイミングがまず2カ月前に売って、残ったら毎週取引する

ということをイメージしております。

- ご指摘いただいた組み合わせについても、私どももあり得るかもしれないとは思ってはいるんですけども、他方で、大橋委員からも先ほどお話ありましたとおり、そういうふうに組み合わせたときに、どういうふうに発行量を割り当てるかとか、そういう技術的な問題がいろいろあると思いますので、まずは検討会の中では週間商品で4つ、5つと売っていくということを議論していたところだと理解しております。
- それからご指摘いただいている点で、大山委員からもご指摘いただきましたけれども、17ページの決済額に対する抑制というところで、抑制があったときに全額返すのか、あるいは一部を返すのかということにつきましては、今現在、JEPXにおいて実務的に検討いただいている論点だと考えております。
- この書きぶりですと、どちらにも読めるという曖昧さがございますので、本日のご指摘も踏まえまして、さらにJEPXでも実務的なところをご検討いただきまして、最終的に決めていきたいというふうに考えております。
- あと、先ほどちょっと系統の場所について少し議論ありましたけれども、やはりその経過措置と間接送電権の関係というのは、なかなか広域機関だけでも、あるいはJEPXだけでも決めかねるようなところもありますので、ぜひこの作業部会におきましてご議論いただければと考えております。
- ご説明ありがとうございます。16枚目のまず詳細論点②の決済方法の詳細に関しましてですけれども、先ほど大山先生からもご指摘がございましたとおり、やはり間接送電権、有償で事業者様は購入するというところでございますので、やはり間接送電権は最大限尊重すべきというふうに私自身も思うのでございますが、一方で、やはり経過措置というものも、恐らくももとの既存の供給計画に織り込まれているような需給計画とも関連がある可能性がありますので、そうしたところ、経過措置の分を大幅抑制して、もし需給計画に悪影響があるのであれば、その経過措置というのもやはり同様に重く見る必要があるのではないかと。
- それで16枚目のスライドにも活用用途は基本的に同じと。やはり双方ともに送電権の有効活用を行うという趣旨でございますので、間接送電権は権利を買うという、有償で購入するという非常に重たい行為をされて、一方で経過措置のほうは権利を付与するという、大きな違いがございますけれども、やはり双方、送電線の有効活用を行うという趣旨に関しましては、同順位で按分して抑制するという事務局案というのも一案としてあり得るというふうに思っておりますので、経過措置がどの程度需給に影響があり得るのかということ、もう少々詳細に詰める必要があるのではないかとというふうに感じた次第でございます。
- 最後にもう一点でございますけれども、商品設計の点でございますけれども、年間、月間、週間と、もう既に大橋先生と室長からもご説明ございましたとおり、いかにその商品ごとに発行可能量を設定するかというのは非常に難しい問題でございますので、事業者様のニーズ、事業者様のリスクに対する考え方、さまざまな要因とのトレードオフになりますので、特に商品の発行可能量の配分に関しましては大変難しい議論だというふうに認識しております。
- 16ページ目ですけれども、私はこの経過措置を与えたという経緯が、もともと10年間を与えるという形にルールがなっていて、それがあつたためにこの経過措置を、そういうルールの

もとで電源をつくっていたかもしれないので、そういうことも含めてこの経過措置を設定したというふうに思っています。そういう議論を、私はその議論に加わっていましたので。

- そうしたときに考えると、確かに間接送電権は別途お金を払っているという形で違いはあるけれども、経過措置というものが過去のルールに縛られて、そのもとで与えるということが適切であるという理解のもとで設定されたものであるので、そういう面では事務局案の①番ということをやるとというのが、ここでは適切じゃないかなというふうに思います。
- ただ、17 ページ目で、払った人が全額戻ってこないというところは、若干やっぱり気になるので、そこはやっぱりそこで抑制されて払っているほうが全額戻ってこないということは、何か避ける方法をぜひ考えていただきたいというふうに思います。
- 商品設計に関しては、これはちょっとこの委員会のマターではないという位置づけにはなっているんだと思いますけれども、これはちょっと詳細が私わからないので、もう少し議論を深めていただけたらというふうに思いますけれども、実際にワークするところがどこなのかと、理想的な姿がどうなのかというところの、どうバランスをとっていくのかという話は、これまでもほかの委員からもあったと思いますので、そのあたりで折衷案がもう少しあるのかどうかということは検討いただければというふうに思います。
- 大変申しわけありませんが、私は小宮山委員の意見が全く理解できなかったもので、もう少しちゃんと教えていただきたいんですけども、何でこれ供給計画と関係あるのか。
- これってあくまでも値差がついたときに誰がその値差収入を得るのかという、そういう側面があるだけであって、実際に流れる量は、この場合、もし値差がついているとすれば、当然、連系線の上限まで電気は流れるということになるので、電気の特性はどちらを抑制するのかということと本質的に関係ないと思います。
- それなのにもかかわらず、なぜ供給計画上の、つまり供給安定性上の問題というのが出てくるのかというのは自明なことではないので、今後、丁寧に説明していただきたい。
- もっと前に質問すればよかったんですが、ちょっと事務局に対する質問なんですけれども、そもそもこの間接送電権というのは、僕は何かもっと中立的なものだと思っていて、つまり、リスクを1週間、例えば10年間の間接送電権とかだとすごくわかりやすいと思うんですけども、早目にリスクをヘッジをするということ、週間とか月になると若干よくわからないんですけども。
- 全然買わない人とあくまで中立的であるべきなような気がして、そうすると例えばこの16スライド目でも、もし間接送電権を買った人が経過措置から先に抑制すると、間接送電権未約定の人は、これを買わないと、あれ、何か工事になっちゃったから流そうと思ったけど流せなくなっちゃったと、まさに分断されちゃったとなるけれども、間接送電権を買った人は、めったにないと思いますけれども、計画外作業停止になった場合、通せるというので、その分、中立じゃなくなるような気がするんですが、それはいいんですか。
- つまり、値差分だけに完全に中立だと思ったら、計画外の作業停止とかあったときは、間接送電権を買った人は間接送電権を買わない人と比べて、むしろそのときだけは流せることになって、すみません、間接送電権って完全にヘッジをするということだけが、間接送電権を買わないということと違うだけで、中長期的にはそのヘッジ分というのも価格が一緒になる

と考えると、間接送電権を買ったときだけは、計画外作業停止のときだけは、むしろ有利になるような気もするんですけども、そうじゃないのかなということだけです。

- この抑制という点でございますけれども、これは、間接オークションにおいて電気が流せる、流せないということとは少し違いまして、この間接送電権の機能として、本来であれば市場間の、エリア間の値差を全額精算してもらえるところを、抑制がされた場合は全額値差精算をされるということではなくて、一部だけ値差精算をされるということでございます。ですから電気が流れる、流れないということではないということだと理解しています。
- これでお答えになっていきますでしょうか。
- ありがとうございます。私は連系線のこの間接送電権導入の検討会に出ていましたので、経過措置のところはかなり議論をして決めてきたと思っています。
- そこが決まってきたところですけども、まず、先着優先から間接オークションヘルールを見直していくという際に、経過措置が考慮されないとなくなってしまうと、次回以降もそういう経過措置がつかないのではないかとということがあって、そういう影響を与えるようなルール見直しについては、いけないのではないかと、投資意欲を減退させてしまうのではないかとということから、このような経過措置を一つは導入をしたということ。
- それから期限については、確かにあのときは1つの目安として供給計画で決まっているのでということがあったというぐあいに整理したものだと思っています。
- そういうぐあいに考えますと、資料の8ページの一番上でございますように、間接送電権の発行量というのは、経過措置計画分を除いた連系線の空き容量ということが、やっぱりこれが考え方としては基本になるというぐあいに私は思います。
- ちょっとさっきのやつにこだわるんですけども、どうして私がそういうことを言っているかということ、先ほどちょっと松村先生からのご指摘があった話で、例えば年間で送電権をつくるとき、明確に減るような、さすがに年間だつてあるんで、ただそのとき例えば、送電権を買ったところというのは減らないとか、プロラタで減らすよりも順位が高くなったときは、そうすると当然、間接送電権を買う人って、そういう減るようなときというのは優遇されるんだということを前提で買うんじゃないかと思うんですけども。
- それってヘッジ以外のところも入る価格になっちゃうような気がしますんで、ということ考えると、こういう計画外の作業停止みたいなめったにないことでも、一応その分だけは間接送電権としてプラスになる。ただ、その場合も値段が上がるんだつたら中立的なような感じもするんですが、それでちょっとどういうふうにかんがえるのかなと思って聞いたということですね。
- ただ、その場合は、その分、値差以外のところで価格が上がるから、その面では中立的になるような気もするんで、同じような感じもしますが、ただそうすると、間接送電権のちょっと位置づけが変わるのかなという気もして、何度かご質問をしているということですね。
- つまり、完全にヘッジということじゃなくて、何かのときにちょっとプラスアルファになるということも、間接送電権に性格を付与するかどうかということがあるのかなと思って、何度か聞いているということなんです。

- その点は、まさに抑制の順位だとか、そういうことに関係するのかなど、ちょっと伺っていただけたところでございます。なぜ抑制なのかといいますと、そもそもこの大前提としまして、間接送電権の発行につきましては、JEPXがリスクを負わないという観点から、連系線の空き容量の範囲内にとどめると。これはリスク管理の観点からそうしているところでございます。
- 作業停止などで一時的に運用容量が減った場合、この中を電気が流れなくなるので、JEPXの取引量もその分減ってしまうと。そういうことになりますと、電気が流れる量が減ってしまいますので、JEPXが値差精算をするような原資が減ってしまうと。そういう観点から、こういう抑制ということをするということだと理解しております。
- ですから、買った人がどうこうというよりも、半ば制度的にといいますか、政策的に抑制をするということになると考えておりますけれども、これでもいかがでしょうか。
- すみません、佐藤理事がずっとこだわっておられる点、私、何を誤解されているのかというのがようやくわかったような気がするんですけども、全体として余剰が発生する、それを誰かに配分するという格好になると。そうすると既得権を持っている人に経過措置という格好で認めた、ここに配分される量というのがふえれば、それ以外に配分される量が減るということになります。
- それが最終的に帰着するところがどこなのかという、得られる利益が小さくなれば、当然、送電権の価格が下がるという格好になるので、買う人損していないじゃないかということなんですけれども、これは誰かが得た利益、つまり売却収入というのを、飲み食いして消費しちゃうというわけじゃなくて、系統利用者に本来還元されるわけですから、最終的には競争を通じて系統利用者というのに還元される分が減るという格好になるということなんだと思います。
- したがって、ここは金を払っているんだからチャラになるじゃないかという議論は、私は正しくないと思います。

## (2) 容量市場について

- あれだけ議論したのにもかかわらず一向に変わらないというのは、とても失望した、とても残念です。
- まず第1に経過措置の受取額の減額方法に関して、控除方式、つまり実際に老朽化した火力というのを廃止するかどうかと無関係に控除額が決まるということをするれば、限界的なインセンティブに影響を与えないという意味でとても合理的な提案だということは、そのように書いていただいたと思うんですが、そのような合理的な提案があるにもかかわらず、それを採用しないというのに固執するというのはとても残念です。
- まず第1に理由として挙げられているものは、現在でなく過去の財産保有に応じて受取額、過去の投資行動に応じて、それで減額が変わるというのは不公平だということだけれども、じゃ、その連系線の経過措置というのは何だったのかというと、過去投資して、その過去の投資に基づいて予約したというのに関して利益を与えるというのに対しては少しも不公平でないのに、過去の行動に応じて控除というのを導入するときには不公平だと考えるというのは、

一体どういう不公平感、公平感なのかというのは全く理解しかねる。

- これが、先ほども話題になった連系線の経過措置などというのに反対するというような人たちが言っているのであれば、それなりの説得力あるのかもしれないけれども、お金を与えるほうに対しては不公平だと少しも思わないのに、与えるお金を少し減らすというような発想に関しては不公平だと考えるのは、一体どういう公平感なのかというのは全く理解しかねます。
- 次に、同じ状況で、じゃ、過去に投資したものはつかみ金になるんだから、もうその一定期間よりも前に投資したものというのに関しては、そもそも一切お金を払わないということにしたとすればこの批判って免れるのか。それをしたよりは、一定の控除はあるけれどもお金がもらえるというほうが、受取額は多くなるのにもかかわらず、一切払わないということをしたのであれば公平なのだけでも、そうでなければ不公平だと、一体どういう発想なのか。こういう観点からも全く理解しかねます。
- 次に、事業再編に悪影響を与えるというのは、これは責任が控除される義務というのはどこまで及ぶのかというのを手形の裏書きのような格好で、一旦割り当てたところから事業再編などによって主体が変わるということがあったとしても、もともとのところ常にさかのぼる、つまりそこが義務履行しなければもともとところにさかのぼるということをするれば、事業再編にも一切悪影響を与えないようにできるはずなのにもかかわらず、なぜそれがきちんと検討されないで、悪影響を与えるなどということを安直に言うのかというのが全く理解しかねます。
- そういう意味で言えば、3番目というのは、2番目をちゃんと確保すれば、本来問題ないはずだと思います。
- 一方で、広域機関の検討において、旧一般電気事業者の委員から、これだけは勘弁してくれなどというような不穏当な表現で反対されたということを前提とすると、事務局としては、広域機関にしても、エネ庁にしても、どんな手を使ってルール網の目をくぐるかわからない。それを完全に塞ぐということが本当にできるのかというのが自信がない。だからこれは実務上不可能だというふうに言われれば、もう私としては、実務上不可能だというのはオールマイティーの言いわけなので、受け入れざるを得ないわけなんですけれども、本当にそうですかということとはもう一回ちゃんと考えてほしい。その上で、どうしてもできないということであれば、受け入れざるを得ない。
- 次の経過措置の割合のところなんですけど、これはまさにこの議論と完全にセットなのではないかと思っています。これが、一定額の控除という格好ではなく、古い電源に対してだけ少し払わないというやり方をしたとすると、この事務局資料で正しく書かれているとおり、老朽化した火力というのを休廃止するインセンティブというのを高めてしまうということになり、それは経過措置を拡大すれば、そのインセンティブをさらに大きくするということになるので、この経過措置というのを大きくすれば、安定供給だとか効率性だとかいうところに大きなロスというのを生む可能性がある。
- そうすると、つかみ金を与えるというような、一方でデメリットがあるとしても、非効率性というのを拡大するというデメリットを考えれば、これよりも大きな経過措置を入れるというのは社会的な弊害が余りにも大きくて、したがって控除方式で事務局案というのを採用するのであれば、これよりも大きな経過措置というのを導入するのは極めて難しいだろうとい

うことは理解するので、この2つセットであるとするならば、こちらもう受け入れざるを得ないということになると思います。しかし、ひとえに、本当にこの控除方式、事務局案の提案というのしかできないのかということにかかってくるのではないかと思います。

- 次に、もし仮に事務局案というのを採用したとすると、この後の容量市場の制度設計というのに対して、私たちはとても厳しいトレードオフというのに直面することになる。
- トレードオフに直面するというのは、容量市場においてつく価格というのは、高くなれば高くなった分だけつかみ金で払うお金というのが大きくなるということになります。したがって、容量市場の価格を抑制するということの必要性がより大きくなるということになると思います。
- 逆に言えば、ここで、こんなわずかな経過措置、42%と書いていますが、これは初年度だけなので、6年間の平均に直せば21%、しかも経過措置はたったの6年しか続かないというような意味では物すごくささやかな経過措置ということなわけで、つかみ金は相当にたくさん出てくる。そうすると、このつかみ金というのをふやすためには、容量市場の価格を少しでも上げればいい。そうすると、この後どういう議論が出てくるのかというと、まず、Net CONEというのを計算するときに、電源は30年なり40年なり使うのにもかかわらず、償却は15年だなどというような議論というのはきっと出てくると思います。
- それ自身は、一応もってもらいたい説得というのはできるかもしれないけれども、もしそのような議論というのが出てきて、そんなものが採用されれば、この容量市場というのは、要するに、いろいろな理屈をつけているけれども、消費者からお金をふんだくって、既存事業者にお金を配分するための制度だということがかなりの程度明らかになってくるんじゃないかと思います。
- 既存の規制料金だったとするならば、仮に償却期間、法定期間が15年だったとすると、15年で償却する、その分で料金に乗るという点は同じなんですけれども、償却が終わった後は、その安いコストというので電力の供給がされるということで、初期には大きな負担があるかもしれないけれども、将来には還元されるということになる。
- ところが、Net CONEというのを15年でやるとかというような議論というのは、古い電源だって同じように容量市場で価格というのをもらってこられるので、要するに、規制のときよりも、もっとたくさん消費者からお金をふんだくるための装置というのをつくったんだというようなことがさらに明らかになると思います。したがってこのような詳細設計のときに、そのような悪辣なやり方ということをするということを防がなければいけないということの必要性がすごく大きくなると思います。
- それから需要曲線を引くというときにも、これは今でも連系線を介したものというのに関しても、自社内であるというのに関しても、同じ価値のあるものとして計算して、そのような形ですら108%というので計算されているというのに対して、需要曲線というのは、Net CONEのところで108%よりももっと右にずらすということをすれば、簡単に容量市場の価格というのは上げられることにはなりますが、より効率的なやり方というのをすれば、自然体ならそれよりも減るはず。それよりも減るはずなのにもかかわらず、恐らくこれから議論で需要曲線をできるだけ右にしようという議論というのが出てくる。
- そうすると、できるだけ右にして、できるだけ価格を高くすれば、その分だけ経過措置というので、もらえるつかみ金というのが多くなる。そうすると、需要曲線を右にずらすという

ことは、安定供給という観点から見ると、ひょっとしたら望ましいかもしれないけれども、消費者への負担というのを激増させるというような点ではとてもコストがかかる。今回のようなやり方というのを入れた結果として、そのようなトレードオフというのにこれからの決定を強いられるということになることは、私たちは認識しなければいけないと思います。

- 次に、このようなやり方というのをすれば、老朽化した火力の廃止のインセンティブというのを高めるというのは事実で、ここに書かれているとおりのので、もしこれを採用するんだとすると、老朽化した火力というのを安直に廃止させないという追加的な措置というのを考える必要があるのではないかと思います。
- このような、ある意味では安直、事務対応としてはやりやすいかもしれないけれども、ある意味でインセンティブをゆがめるということ承知の上でやる、こういう安直な対応をするということであれば、その補償措置として、エネ庁、あるいは広域機関として、老朽化した火力というのを安直に廃止させないという措置とぜひセットで議論していただきたい。もしこれを導入するのであれば、早急に老朽化した火力というのを安直に廃止させないようなことというのを考えていただきたい。
- もちろん、供給力のことを気にしているので、リプレースするということについてはもちろん大歓迎なので、そのリプレースするということの結果として、老朽化した火力というのを廃止するということを抑制する必要はないと思いますが、リプレースするのではなく、純粋に供給力を減らすという形での老朽化した火力の廃止というのは、総括原価と地域独占に守られていた時代に、高い料金というので十分初期的に負担してもらった電源というのを安直に廃止するというのに関しては、強い規制をかけるということを早急に検討していただきたい。
- どうもありがとうございます。先ほどの論点も経過措置で、ここも経過措置なんですけれども、多分、一つ重要なことは、まず筋論としてきっちり経過措置についての考え方、あるいは筋論をしっかり立てておいたほうがいいのかなどというふうに思います、まずは。
- 今回、8ページ目の論点出しは、実は僕は、何でこれだけ特出しして議論しているのかが実のところよくわからなくて。理由は、振り返ってみると中間整理のところ、7割とか、それをやっていくというふうなキロワットを控除する方式は既に決めたはずで、それにのっとると左の議論というのは多分出てこなくて、右になっているのかなというふうにストレートに解釈するとそう思います。
- だから、筋論でいくと、左は出てこないんじゃないかというふうな感じはしているんですけども、それを踏まえた上で、どうしても左を議論しなきゃいけないというふうな資料のたてつけにしてもらわないと、非常に唐突感があるなという感じを実は受けています。
- 振り返って言うと、そのときの議論でも思い出しますけれども、本来、7割の減額の根拠について、私は質問していただいて、宿題を返してもらわなかったなというのを、実は今、思い出したんですけれども、要するに時間がたつとメンテナンスがふえるんじゃないかとか、いろいろ実データとかどうなっているんですかというふうな議論をさせていただいて、本当に7割だったのかどうかというのは、内心ではどうだったのかなというような思いはしますけれども、決まったことですからこれはこれでいいですが。ただ、いずれにしても、8ページ目の話というのは、そういう観点で言うと、筋論というか、ここで決まった内容の流れで

どうなのかということは一応押さえておいたほうがいいのかと思います。

- あと、11 ページ目に、取り組みが求められる内容についてありますけれども、一見するとこれは、その先渡市場を活性化すれば解決する問題なのかどうか。要するにこうしたマッチングのボードというか、情報提供の掲示板みたいなものをあえて設ける必要があるのか。あるいはもう少し先渡市場の活性化の制度について議論したほうが、この議論を包含するような話になるのか、そうしたこともあわせて議論されるといいのかなというふうには思います。
- 中間整理でもう決まったことで、出て来得ないという整理は明らかにしてください。私の理解と全く違います。中間整理の段階では、経過措置の部分は基本的に積み残しになっており、もう一度議論するという事になったはずです。
- したがって、出て来得ないという理解は根本的に間違っているのではないかと私は思いますが、私の理解が間違っているのであれば、そもそもやってはいけない議論をするということなので、この点についてははっきりさせてください。
- この中間論点整理におきましても、経過措置につきましては今後検討するとしておりましたので、まさにきょうご議論いただいているところでございます。
- 若干、8 ページの論点が唐突感があるということでございますけれども、これは中間論点整理でも議論した際に、既存電源の退出が進むかどうかについて、松村委員からもこれは経過措置の詳細設計によるというご指摘をいただきまして、それで中間論点整理に一文加筆したというような経緯がございますので、今回提示させていただいた次第でございます。
- 経過措置の減額率に関しては、従前から弊社のほうで考慮をお願いしますということを上げてきたという経緯はございますが、新電力の立場から申し上げさせていただきますと、減額率に関しては、なるべく大きいほうがありがたいというところは確かでございますけれども、では幾つであれば妥当なのかということに関しまして、具体的なご提案があるわけではないというところでございます。
- したがって、もし今回こういった形で、事務局案という形で削減率を提示されたということであれば、それはそれとしてというところで受けとめたいというところでございます。
- ただ一方で、10 枚目のスライドのところでは表がございまして、容量市場の価格、キロワットアワー当たりの価格、あるいは負荷率が低い、負荷率によってかなりキロワットアワー当たりの単価に差が出てしまうというところがございますので、もし削減率に関しまして、もう事務局案ということであるのであれば、容量市場価格に関しましては不当に高くないような、市場支配的な事業者が不当に高くするという可能性に関しては極力排除していただきたいという、そこに関しては切なるお願いをしたいというところでございます。
- あと、11 ページ目のスライドの②番のところでございますが、新電力が結果としてFIT 電源を持っているということに関しては、いわゆるコンベンショナルな火力発電というものに関してなかなかそれを保有するというチャンスがなかったということもあろうかと思っておりますので、もしここで②であるような電源確保を希望する新電力と、廃止・休止予定の電源を有する事業者とのマッチングというご提案をいただけるのであれば、ここに関しては制度の充実というか、実現化に関して、ぜひとも検討をお願いしたいと。この2点でござい

ます。

- 東京ガスの棚澤でございます。弊社からは、論点4、スライドでいいますと13ページの市場支配的な事業者への対応について、一言コメントを申し上げたいと思います。
- 容量市場につきましては、スライドの10の表で書いてありますとおり、負荷率別、価格別のキロワットアワー当たりの負担イメージがありますけれども、小売の電気事業者、我々にとっては、とてもコスト的なインパクトが大きい市場になるというふうに認識をしています。
- そういった意味で、スライド13に記載してありますとおり、いかに不必要な価格高騰を防止するかというような視点、こういった面での対応策というものが重要であるというふうに我々は認識しております。この点につきましては、検討をぜひ加速していただければというのが申し上げたいコメントでございます。
- ありがとうございます。まず今回、経過措置そのものにつきましては、導入していくということを目指して、各論について取り上げていただいたのかなと思っております。そこにつきましては、まずありがとうございます。
- これまでも容量市場の導入、その直後における小売価格への影響ですとか、ひいては需要家負担については懸念があるということを示唆させていただいたところがございますけれども、先ほど来、出ています10ページの下に影響額の試算というのがございます。
- これは注釈にも記載がございますように、経過措置の有無ですとか、既存の相對契約への反映ができるかどうかといったようなところすとか、自家発の取り扱いみたいなどころによって異なってくるというふうに理解しておりますけれども、仮に現在の事務局案でございます経過措置案にある2024年度の控除率42%というこの案で、そして、既存の相對契約分の多くは、容量市場の影響を受けないという前提をとったとしても、これは仮に我々ざっと計算したところですが、容量市場導入直後のJEPXの価格の低下の感度が鈍ければ、多分、2桁億円レベルの負担には軽く届く水準でございます。これは需要家への価格転嫁なしでは、我々の利益が軽く吹き飛ぶぐらいの水準であるということをご理解をまずいただきたいというふうに考えています。
- きょうの論点にもありますけれども、これ以降に詳細設計の議論がさらに深まるものだと思いますけれども、15ページにもありますように、入札上限価格の設定については、これは市場支配力のある事業者の方々への対応として、記載がありますように価格のつり上げですとか、売り惜しみみたいなことに対しても有効なものであるというふうに考えていますけれども、例えば容量市場創設直後の卸市場の価格感度を考慮しましたら、段階的に上限価格を設定していくみたいなことも激変緩和にも資することだと思いますので、こういった点についてもご検討いただければというふうに考えております。
- さらに、市場支配力のある事業者への対応にもかかわる点でもう1点申し述べさせていただきますと、容量市場で落札された事業者名に加えて、電源名といったものも公表していただくことができないかなというふうに考えております。
- これは今後の論点になるのかもしれないですけども、既存の相對契約との容量市場導入後の交渉が、いろいろと懸念があるといったようなこの環境下で、小売と発電事業者が対等情報を持って交渉に臨めるようにすることにも有効なことだというふうに考えていますので、

公平性にも資するものかというふうにも考えておりますので、ぜひご検討をいただけないかというふうに考えております。

- ありがとうございます。11 ページの論点3の②に関しましては、非常に大事な論点かと思っております。先ほどイーレックスさんからもありましたように、我々、新電力が競争力のある電源を持つと思っても、グリッドへのアクセスというのがすごく制約になっておりまして、なかなか競争力のある電源を立てることが進んでいないというのが現状だと思っております。
- 発電所ですので、もちろんグリッドへのアクセスがあるということですので、そこを廃止するのであれば、一度、例えばほかに新電力を含めて、その土地を有効に活用して、競争力のある電源を立てる人を募るですとか、そういったことをルール化していただけると、安易に休廃止しないということにつながるかもしれませんし、安いコストで新電力がそこに発電所を建てることによって新陳代謝が促されるということにもつながると思いますので、ぜひこの②に関しましては検討を深めていただきたいというふうに思っております。
- 発電所を建設して運営している立場から申し上げますと、私どもも今、新規で建設中の電源、それからアセスをしている電源、それからかなり老朽化が進んできているので、これからどうするかを検討している電源と、それぞれの局面の電源がございますが、今回のこの容量市場の設計が、経過措置も含めて固まってきましたと、それに伴ってそれぞれ本当に建設をそのまま進めるのか、あるいはリプレースする判断に至らず、休廃止せざるを得ないという判断になるのか、事業者としての判断が容量市場の設計によって出てくるということでございます。
- 私は、最終的にはそれぞれの時期、時期、時代、時代での電源が、日本国内でどのぐらい不足なのか、余剰なのかということに最終的には市場がそこを決定してくれると思いますけれども、長期的な電源の確保、供給力の確保というところを踏まえた上での容量市場の設計というのが一番の基本ではあるのではなかろうかなというふうに思っております。
- それから一つ細かい点でちょっとお願いでございますが、11 ページのこの電源確保に関する環境整備のところ、①で販売先未定電源を有する事業者と相対契約を希望する小売とのマッチングということでございますが、いわゆる広域機関でまとめている供給計画の中では、スポットに出している電源も、販売先未定という定義に今なっているかと思いません。
- ただ、これは私ども発電事業者のような立場からしますと、あらかじめ相対をするものと、スポットに入れていこうというものについては、年間ベースでは計画的にやっておりますので、スポット市場に入れていくと販売のときに決めているものは、ある意味定期的には、私どもとしては販売先未定とは思っておりません、スポット向け電源だと思っておりますので、この辺、今後の設計に当たりましては、用語の定義から、あるいはこのマッチングというところについて、これが事業者の希望、ボランティアでやることなのか、強制としておやりになることかと、この辺についての設計については、よく実態に合わせたご検討をお願いしたいと思います。
-

- 松村先生からございました廃止の電源に関して、規制的なことも考えて、同時に考えるべきだというご指摘、あと阪本オブザーバー、柳生田オブザーバーからありました 11 スライド目の論点 3 の主に②について、しっかりやるべきだということに関しての私どもの考え方、コメントを述べさせていただきたいと思います。
- まず今後、休廃止が相当火力で進む可能性があるということに関してどのように考えるかというのは、6 スライド目、小さな丸の 4 つ目のところで、この傾向が今後も急速に進むというのは、大手電力会社の休廃止が急速に進むという意味なんです、このままでは容量市場による容量確保が開始する 2024 年度を待たずに、需給が逼迫することが現実的な問題として懸念される。このため本機関としては、将来の供給力の推移についてこれまで以上に注視し、需給バランスの評価を確認していく。あわせて、容量市場が機能するまでの間の供給力を確実に確保するため、国とも連携をとりながら、制度的な措置を含めた具体的な方策について検討を進めていくというふうに、これは大臣への意見表明でも言っておりますので、ここにありますように、国とも連携をとりながら、先ほど松村先生がご指摘のようなことも含めて、制度的な措置を含めた具体的な方策について検討を進めさせていただきたいというふうに思っております。
- その際、柳生田オブザーバーもおっしゃったように、11 スライド目の②のようなことも有効に使えないかということも考えながら、制度的な具体的なものを考えていきたいというふうに思っております。
- ありがとうございます。何度かこの場でもご発言させていただいておりますけれども、そもその話でございますが、新しい市場の中で、事業者といたしましては、キロワットアワー価値、キロワット価値、デルタキロワットアワー価値などを取引して得た収入の合計で、電源の資本費、維持運営費、燃料費などをカバーして運用していくものと考えております。
- 本日の議論だけで、その過不足がどうなのかということは決まらないと思っておりますけれども、事業者としては、赤字の電源を長期にわたって維持していくことは難しいというふうに考えてございまして、本日も電源の休止・廃止ということを禁じるような措置も検討すべきというご意見もございましたけれども、一律に禁じるということに関しては賛成できないというふうに考えてございます。今後、慎重なご検討をいただければ幸いです。
- 私も何度も繰り返して申しわけないんですけども、原則論というか、やはりこの容量市場というのは、今後、ここでも書いてありますように、長期的に自由化のもとで考えると、設備を維持して、要は、既設電源も経済的にメリットがあるものは延長し、ただ、それだけでは持続的ではないので、新設電源もちゃんと持続的につくっていくような制度設計を目指してこれをやっていると。要は、短期的には負担がふえる部分もあるかもしれませんが、長期で見たときに消費者のメリットに帰するような制度でないといけないということで、こういう検討を進めているんだろうというふうに理解しています。
- だから、その中ではやっぱりバランスがあって、既設電源もそれなりにいいものに関しては延長等も含めて使っていけないといけないし、ただ、そればかりしていると持続的ではないので、ちゃんと新設電源もリプレースして、立っていくような制度でないといけない。そういう中で、この経過措置という部分で議論があったんだろうというふうに思っています。

- ただ、原則論として見ると、もう一回振り返ってみますと、やはりキロワットという価値に関しては差がないので、本来、原則論的に言うと、経過措置というものは設ける必要はないという感じはあるんですけども、ただ一方で、旧一般電気事業者が既成料金のもとで守られて、それをつくってきたという背景があるので、この経過措置も設けるという手当をする方針にしたということだというふうに思います。
- ただ、今の状況を考えると、やはり将来的に設備が不足する非常にちょっと危うい状況が見えてきているということであるので、しっかりした、それなり価値がつくようなキロワット市場でないといけない。
- 要は、完全にキロワットアワーのベースの市場のもとだけだと、設備費の部分に関して、ちゃんと回収ができないのでキロワット市場を設けてということですので、そういうことを考えたときに、今回、事務局ご提案の部分が、私はバランスをとって、もちろんいろいろどこをどうバランスするかというのは若干グレーな部分もあるんですけども、事務局案はその中でいろいろそういう状況をもろもろ加味した中で、新設をそれなり進めていけるような範囲の中のぎりぎりのところを選択したんだろうというふうに理解していますので、私はこの事務局案に関して賛成させていただきたいと思いますし、早くこの予見性を確保しないと、今後、電源を立てていく意思決定を早急に進めていかないといけない事業者において、迷ってしまうということがあると余計に日本にとってよくないことですので、早目に制度を固めて、大きな方針を決めて、予見性を高めていくということは一番重要なことではないかなというふうに思いますので、この事務局案で、私は早急に方針を決めて、次のステップに進んでいくべきではないかというふうに思います。
- ありがとうございます。論点4の市場支配的な事業者の対応について意見を述べさせていただきます。市場支配的な事業者の対応ということで、ここで論点として特出しされていますけれども、この市場支配的な事業者の対応というのは、全ての論点に通底する問題であると思います。
- 例えば、ペナルティーのギャップであるとか、メインオークションとサブのオークションの実施時期、DRが入るかどうか、これは一応既に固まったということで整理されているわけですが、本当に市場支配的な事業者が存在する中で、競争者をふやすという観点から、適当な制度設計になっているのかということ、詳細制度設計、JEPXでされるということでございますけれども、もう一度よく考えていただきたいというふうに思います。
- 例えば4年と1年という議論につきましても、イギリスの例であるとか出てくるわけですが、必ずDRが入れるように、市場支配的な電力事業者に対する対抗力として入れるようにということが必ず書いてあるわけですが、しかしこのまとめ等を見るとメインで全てやると、1年の前のオークションには特別の枠を設けないということになっていますけれども、もろもろの事情でそうなったのかもしれませんが、今からよく考えられるということかもしれませんが、もう一度考えていただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。それは電源の差しかえもそうであると思いますし、全ての点についてそれを考えていただきたいというふうに思います。
- また、14ページ、15ページに、参考資料というふうに書いていただいていますけれども、上のような例というのは相対ですからつかみやすいというか、規制しやすいわけですが、

マニピレーションといえますか、卸市場での乱用というのはなかなか規制がしがたいということがありますので、まずはここに書かれていますように、既存電源の上限について定めてみるとか、イギリス等では、入札が少なかったらそのオークションを一旦キャンセルするとか、いろんな手だてがあると思いますので、それをよく考えていただきたいというふうに思います。

- すみません、長くなって恐縮なんですけれども、この市場支配的地位の乱用については、競争法であるとか、電取の規制があるじゃないかという議論が出てくるとは思いますけれども、私は厳しくやるべきだと思いますけれども、それは万能ではないということです。
- 私のような学問をやっていると、皆が知っている事件で、2008年のエーオンの事件というのがあるんですけれども、エーオンがEXで相場操縦をしたと。それで規制をしようとしたんだけど、いろんな証拠を集めてきたけれどもなかなか事後的に規制が難しいということで、その後、ドイツのカルテル庁も入っているいろいろやったんだけど、事後的に監視することはなかなか困難であるということでありましたから、事前の制度設計の段階で市場支配的地位の乱用、また相場操縦等が起こらないような、そういう方策というのをもよく考えていくべきじゃないかなと。
- 公審委のほうかもしれませんけれども、そういう観点で検討を進めていただければなというふうに思います。
- ご説明ありがとうございます。そもそもですけれども、長い期間で見れば、容量市場を導入することで電源への投資が促進されて、効率の高い電源がふえていくということでキロワットアワーの価格が抑えられるということで、そのことで発電事業者だけでなく使う人、需要家にも恩恵が及ぶと。
- しかし、導入の時点からの短期間で見れば、すぐには既設電源の容量というのは変わらないので、消費者にとっての激変緩和という観点から何らかの経過措置を講じるということで、発電事業者への支払額を調整する、減額するという考え方は大筋に賛成いたします。
- その経過措置の内容、非常に練られた案といえますか、これが唯一で、これ以外の考え方ができない唯一のものだとは言えないかもしれませんけれども、一定の合理性を持つ案を出してきていただいたというふうに考えております。
- この8ページに2つ案がございますけれども、経過措置導入による受取額の減額方法についてですけれども、休廃止といえますか、電源の入れかえといえますか、投資を活性化していく、電源の新陳代謝を進めるという意味では、やはりこの右側の事務局の案、これは合理性を持つのではないかとこのように考えますので、これにも賛成いたします。
- あと、新電力のオブザーバーの方々、複数の方々から、この11ページの②電源開発や電源確保を希望する新電力と、廃止・休止予定電源を有する事業者のマッチングに関しては、非常に期待感があったというふうに伺いましたので、それを進めるに当たっては、鍋島さんのご説明にありましたとおり電源にその経過措置がひもづいていないと、これは経過措置による調整額に当たるほうの電源なのか、そうでなくて支払いを受けられるほうの電源であるかという色分けができちゃうとなかなかうまくいかないと思いますので、電源にひもづけていくという意味からも、この8ページの右、左の案では、やはり右の事務局の案が適切かなというふうに考えます。

- ありがとうございます。私は経過措置の総論につきまして述べさせていただきたいと思えます。これまで経過措置を設けること自体に違和感があると述べさせていただいておりました。
- その背景として第1に、経過措置実施中の既存電源の容量市場価値が、償却を除いたキャッシュベースでの固定費を回収できない水準となり、結果として本来はスポット市場で活用されるべき限界費用の安価な電源から、早期市場体質を促すリスクが否定できないと。
- 第2に、部分自由化後に、発電から小売までバリューチェーンで市場参入を果たした新電力と、それ以外の新電力の間での競争公正性を損なう可能性も否定できないという点を指摘させていただいておりました。
- 他方、小売事業環境の激変緩和の視点から、何らかの措置が必要であるという点も理解しております。よって、シミュレーションなどを通じて、経過措置期間の減額率などについて、より適切な枠組みを慎重に検討させていただきたいということを申し上げてきました。
- 一方、前回会合においてシミュレーションを示していただいたんですけども、やはり発電事業者側の入札行動を予測した価格試算というのが非常に難しいということも理解いたしました。よって、経過措置の減額率、適用期間に関して慎重なスタンスを維持しつつ、第二次中間論点整理で提示された経過措置の枠組みをベースとするということが、現時点ではやはり現実的なオプションなのではないかというような考えに至っております。
- 一方、今回示していただいた広域機関の供給計画の取りまとめを拝見しまして、やはり経過措置期間中に容量不足、もしくは限界費用の安価な電源の早期市場体質が顕在化するのではないかという懸念は強めております。
- よって、経過措置期間中の容量確保の状況を踏まえて、電源確保の環境整備に係るレビュー、これは先渡市場のあり方なのか、入札制度の担保なのか、いろいろあると思うんですけども、こういったことがより重要になっているのではないかというふうに考えております。
- 11 ページの電源確保に関する環境整備に関して、容量市場、仕上りの金額によると思えますけれども、これだけの金額をかけて容量市場をつくらうとしているわけですので、安定供給の重要性ということだと理解しておりますが、そういった観点からもこういったマッチングのシステムというのが十分機能することを期待しておりますので、しっかり機能するものとなることを期待しております。
- また、13 ページの市場支配的な事業者への対応につきましては、今後恐らく広域機関でも議論されるさまざまな需要曲線のつくり方とか、そういったところで議論されると思っておりますので、委員会としても引き続き議論に貢献していきたいと考えております。
- ありがとうございます。8 ページの経過措置、これの存在が廃止のインセンティブになるという件について、柳生田さんを初め、いろいろな方から11 ページの②について、いいんじゃないかという議論があったんですけども、確かに、うちにとってはコスト高だから廃止または休止したいという設備に対して、でも別の事業者からしたらまだまだ使えるという場合には、11 ページにマッチングという言い方がありますが、これはもう廃止したいとき、または休止したいときには、先に必ずオークションにかけないといけないと。そこで誰も価格がつかなかった場合には、廃止・休止ができるとしなければならぬのではないかと感じてお

ります。

- その際に、その設備を使い続けるのであれば、限界費用ベースの料金は当然払い続けることになりませんが、そのようにまだまだ使えるものを、今回のこの経過措置が理由で無駄に廃棄してしまうのはもったいないと感じております。
- そして6年以内に転売された場合には、その電源は経過措置の対象となるのか否か、これは明確にしておかないといけないと。それによってオークションにおける行動が変わるわけですね。なので、休止や廃止については、このように第三者に使ってもらうことを必ず検討するとすれば無駄な廃棄はなくなると思うんですが、これでもまだ残される論点として、リプレースの場合はどうかという点が気になっております。
- 今あるものを潰して建て直すというときに、この6年間の間の経過措置が、今のものだったら割り引いたものしかお金はもらえない、リプレースすると満額もらえるとなったとすると、その設備をニュートラルに使おうとするときよりも、過度にリプレースする方向にインセンティブが働いてしまうのではないかという点が懸念材料になると思いますので、廃止・休止の場合には第三者に使ってもらう手だてを考える。でもリプレースを決めた場合には、一定の何かチェックするメカニズムが必要なんではないかなと感じました。
- 今の11ページの件でございますけれども、相対契約の取引で供給力を確保するというところでございまして、これは小売事業者の方にとっては激変緩和になりますし、それから発電事業者にとっても発電余力を有効活用できるということから、これはこういう点では理解ができるのかなというぐあいに思っています。
- ただ、この掲示板ということだけではなくて、やはり自由な交渉ということもやらせていただいて、この取り組みがやっぱり発電事業者の必ずしも制約にならないようには、そういう検討を慎重にしていきたいなというぐあいに思います。
- まず、この事務局の資料に正しく出ているとおり、この制度というのを導入すれば、廃止のインセンティブを高めるということになります。先ほどからリプレースとかについて混乱した議論があるような気がするんですけども、リプレースというのは古いのを廃止して新しいのを建てるということであって、純粹に減らすというのは単に廃止するということ。
- その2つを区別しないで、どちらも廃止するインセンティブを高める制度があるということになっているということは、ちゃんと理解する必要がある。したがって、これは廃止の側で過度なインセンティブを与えているというようなゆがみが発生しているんだということは正しく理解して上で、議論していく必要があるのではないかと思います。
- それから次にバランス感覚というのは、バランスは人によって違うんでしょうけれども、前の議題で出てきた経過措置というのは、満額を10年間認めるというのを、お金をもらえるほうは満額で10年で、お金を減らされるほうというのは6年間で満額ではなく平均すると2割で。これがバランス感覚なのか。そういうバランス感覚の人がこれから制度を設計していくということになれば、消費者にとっては踏んだり蹴ったりかなということをちょっと心配します。
- 次に、一方で今回のようなやり方というのをすれば、過度に廃止のインセンティブを高めてしまうので、そういう点からすると高いのは出せないというのはやむを得ないかと思うんで

すけれども、巨額のウィンドフォール・ゲインを得るというようなことを全く自覚していないのではないかというのが、内藤オブザーバーや鍋田オブザーバーの発言を聞いていると心配になります。

- このような巨額なつかみ金を得られるということを前提としても、なお、まだ自分たちが自由に電源廃止させてほしいというようなことが出てくるということ自体がとても脅威だと思っています。何でもかんでも制限すればいいと、そういうことを言っているわけではないのですが、これだけ緩い経過措置になったということをきちんと踏まえた上で、今後の議論というのはすべきだと思います。
- 最後に、この委員会では、少なくともオブザーバーの方はともかくとして、委員では、私以外の人は全て基本的に賛成か、あるいはもっと経過措置を減らしたほうがいいかもしれないけれども賛成という意見だったと思います。
- この結果として、休廃止のインセンティブを高めるというのはかなり明らかなだし、それから消費者に対しての利益、今まで、容量市場というのを入れたとすると、それは基本的には消費者の利益になるはずだと。一方で払う部分というのは、最終的に転嫁されて不利益になるかもしれない、でもニュートラルだというような説明をしてきたかと思いますが、そのニュートラルというのは、遠い先にはニュートラルになるかもしれないということを行っているのであって、途中期間のものも含めて、途中では負担過多になるけれども、先には利益の超過になって、ならしたら中立ですではなくて、最終的には中立になるかもしれないけれども、緩い経過措置の結果として、つかみ金を与える部分というのは純粋に消費者の負担になるというのは理論的に明らかなだと思いますので、これはこの委員会で、消費者に負担を押しつける容量市場というのを容認した、私以外の賛成で導入したということをはっきりさせる必要はあるかと思っています。
- 私は、11枚目のスライドの電源確保の環境整備ということで、これまでやはり義務的にやると支障が出る可能性があるということでございますけれども、先ほど菅野オブザーバー様からご意見ございましたとおり、なるべく事業者様が自主的、自発的にこのマッチング制度を活用できるような、そういう使いやすい仕組みをぜひご検討いただければというふうに思っております。
- また、10枚目のスライドの経過措置の総論に関しましては、以前申し上げましたとおり、小売事業環境等への激変緩和措置並びに新設・既設への公平性等、さまざまな難しい制約条件の中で、非常に優れた事務局様よりご提案いただいているというふうに思っておりますので、賛同させていただきたいと思います。
- 情報の出し方につきましては、広域機関におきましても今後、情報公開のあり方等々について議論していくかと思っています。そうした細かな論点の中で、ご指摘の点も踏まえて検討していくということになるかと思っております。
- この容量市場の経過措置につきましては、いろいろご意見いただきましたが、事務局案を受け入れるということについて、消極的なご意見もありましたけれども、大きな異論はなかったかなというふうに思います。ただし、これからの詳細設計等につきましては、広域機関等でやっていただくわけでございますが、きょう出ました意見をもとにしっかりとご議論いただければというふうに思っております。